

電子契約サービス導入に係る事業者説明会 質問・回答

	質問	回答
1	電子契約サービスの対象に請書は含まれませんか。 また契約時に必要な提出書類は何でしょうか。	請書は双方の押印によるものではないため、今回導入する電子契約サービスの対象ではありません。 契約時に必要な提出書類は大津市説明資料④契約時の各種提出データ・書類に記載のとおりです。(電子契約利用申出書、契約保証、建設リサイクル法別紙、現場代理人・主任技術者等届、前払金請求書および前払金保証または辞退届)
2	電子契約利用申出書とその他の必要書類は速やかに提出とのことです が、具体的にいつまで等の期限は設定されないのでしょうか。	電子契約利用申出書とその他の必要書類について具体的な期限の設定は行いません。ただし、契約締結は電子か紙を問わず7日以内に行うため、おおむね落札から3日以内の提出を想定しております。